

不妊治療費の助成を 始めます



子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、なかなか思いが叶わないため、不妊治療を受ける夫婦が年々増加しています。

不妊治療は、身体的・精神的負担が大きい上に、費用も高額になることが多く、経済的な理由から子どもを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

大山町では、出産を望む夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができるように、保険適用外となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）と、人工授精にかかる費用の一部を助成します。

1、助成内容 特定不妊治療

・助成額 治療1回につき5万円を限度とし、1年度あたり2回まで（初年度のみ3回まで）。

・助成期間 通算5年間、通算10回まで。

人工授精

・助成額 1年度につき10万円を限度とし、回数制限はない。

・助成期間 通算2年間。

2、対象となる方

・法律上の婚姻をしている夫婦であること

・ご夫婦の一方、または双方が1年以上継続して町内に住民登録のある方

・鳥取県不妊治療費助成金の交付の決定を受けている方

・他の市町村から同様の給付を受けていない方

・町税等の滞納が無い方

詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ先 保健課

☎0859・54・5206

「美鳥の大使」になって 第64回全国植樹祭に参加しよう

「美鳥の大使」に認定されると、第64回全国植樹祭（平成25年初夏に開催）の式典行事への参加申込みができます。

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春季に天皇皇后両陛下ご臨席のもと、（公社）国土緑化推進機構と開催県の共催により行う国土緑化運動の中心の行事です。

昭和25年に山梨県で第1回が開催され、鳥取県においては、昭和40年5月に大山町で開催されて以来48年ぶり2回目の開催となります。

次の活動に参加された方が、美鳥の大使認定対象となります。

①森林環境の維持・保全活動・植林や育林、県産材製品の普及活動など（例えば

ブナの植樹、枝打ち体験、大山桜を守る活動、森林シンポジウム）

②環境美化・啓発活動・・・

農山村・都市景観の美化、自然の豊かさを情報発信する講演会やエコツアーなど（例えば

区長協議会の環境美化活動、集落の森林の下草刈り）

③海・川・湖沼の環境・水産資源の保全活動（例えば 河川清掃）

※平成23年9月1日以降に開催された活動が対象となります。

認定・式典行事

参加申込みの手順

まずは認定申請

①活動団体は、活動の実施前または実施後に『美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動』協賛行事連絡票を、全国植樹祭鳥取県実行委員会窓口である西部総合事務所農林局に提出します。

②実行委員会は、活動の内容が該当するかどうかなどを審査し、該当していれば活動の



参加者を美鳥の大使に認定し、活動参加章として全国植樹祭シンボルマークの伍パツチを活動団体に交付します。

植樹祭に参加されたい 場合は

①活動団体は「全国植樹祭式典招待申込用紙（美鳥の大使用）」を実行委員会に提出します。

②実行委員会は、抽選のうえ招待状を参加者に送付します。

◆問い合わせ先

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会（鳥取県農林水産部 全国植樹祭課内）

〒683・0054

米子市糺町1丁目160

☎0859・31・9364

FAX 0859・31・9368